

## 108号室の除染作業の終了と立入制限区域解除について

平成29年10月16日  
日本原子力研究開発機構  
大洗研究開発センター

### 1. 概要

燃料研究棟108号室において、平成29年7月24日から進めていた除染作業が終了し、室内全域の表面密度が検出限界未満であることを確認したことから、平成29年10月16日に立入制限区域を解除した。

### 2. 除染作業と汚染検査結果

除染は、108号室内の床、天井、壁、設備機器等の全面を濡れウエスを用いて拭き取ることにより実施した。除染が終了した箇所は、化学雑巾による拭き取り後の化学雑巾の汚染検査による遊離性汚染の有無、並びにサーベイメータを用いた表面の直接測定により固着性汚染の有無を確認し、汚染が検出されなくなるまで除染を行った。なお、除染が困難であった一部の箇所については、ペイント塗布等による固定あるいはビニルシートでの養生により汚染拡大防止措置を実施した。

上記の除染作業終了後、同室内を区分し、1週間にわたり最終的な汚染検査を行った結果、108号室全域の表面密度が検出限界未満であることを確認した。

### 3. 立入制限区域解除

上記の汚染検査の結果により、立入制限区域指定の基準である「表面密度( $\alpha$ )が $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ を超え、又は超える恐れがある場合」に該当しないことになったことから、平成29年10月16日、保安規定に基づく立入制限区域を解除した。

以上

別紙

### 当面の 108 号室の管理について

108 号室内の全域が核燃料物質で汚染したことを踏まえ、立入制限区域解除後においても、当面の間、汚染管理を向上させ、軽微な汚染等が生じた場合においても十分管理できるよう、以下のとおり対応する。

1. 燃料研究棟が廃止措置対象施設であり、108 号室内での作業予定がないことを踏まえ、今後の 108 号室への入域については、自主的な管理として設備機器の外観目視点検等、汚染固定箇所(point)の点検作業及び定期的な放射線管理に限定する。
2. 108 号室への入域については、上記限定した作業を通じて、汚染管理が十分であることの実績を示しつつ、段階的に装備の軽減を図ることとする。第 1 段階としては、全面マスク、タイベックスーツ、2 重 RI 手袋を着用し、108 号室内専用の RI シューズに履き替えて 2 名以上で入室することとする（「108 号室の出入管理要領書」（燃料研究棟本体施設作業要領の一項目として制定済）の運用）。
3. 万が一の軽微な汚染を確認した際の処置(汚染検査、除染、固定措置)も予め含めて立案した非定常作業計画書に基づき、今後 2 か月程度の期間を目途に、108 号室内での設備機器の外観目視点検等及び汚染固定箇所(point)の点検作業を実施する。その後、108 号室の管理については、この期間の実績を踏まえて、「108 号室の出入管理要領書」等を適切に見直していく。
4. 108 号室内の汚染固定箇所(point)の管理については、汚染固定箇所(point)をマップ等により特定した上で現場表示により識別するとともに、これらの汚染の固定を適切に維持するために、目視による点検及び汚染検査等を実施する（「108 号室の汚染固定箇所等の点検要領書」（燃料研究棟本体施設作業要領の一項目として制定済）の運用）。

以上